

# 文教警察企業常任委員会会議録

令和6年4月26日

場 所 第3委員会室

令和6年4月26日(金曜日)

午前9時58分開会

審査・調査事項

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

出席委員(7人)

委員 長	重松 幸次郎
副委員 長	下沖 篤史
委員	二見 康之
委員	武田 浩一
委員	福田 新一
委員	前屋敷 恵美
委員	凶師 博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警察本部長	平居 秀一
警務部長	奈良 文代
警務部参事官兼 首席監察官	河野 博之
生活安全部長	山崎 猛
刑事部長	久留米 英樹
交通部長	黒瀬 信太郎
警備部長	湯浅 晴之
生活安全部 サイバー戦略局長	梅原 守
警務部参事官兼 会計課長	川越 直海
警務部参事官兼 警務課長	甲斐 義勝
総合管理課長	橋本 功次

生活安全部参事官兼  
生活安全少年課長

総務課長

生活環境課長

交通規制課長

運転免許課長

水口 圭二

田中 宏光

佐藤 和利

阪本 哲司

池田 健二

企業局

企業局長

副局長  
(総括)

副局長  
(技術)

技監

総務課長

経営企画室長

工務管理課長

施設保全課長

発電設備課長

総合制御課長

松浦 直康

児玉 浩明

小牧 利一

宮田 晃尚

小川 智巳

西本 修一

小野 一彦

山元 孝訓

松生 晃

安藤 忠

教育委員会

教育長

副教育長

教育次長  
(教育政策担当)

教育次長  
(教育振興担当)

教育政策課長

財務福利課長

育英資金室長

高校教育課長

義務教育課長

特別支援教育課長

教職員課長

参事兼生涯学習課長

黒木 淳一郎

大東 収

吉玉 拓

北林 克彦

佐藤 雅宏

畑中 道一

上田 浩司

間曾 妙子

田中 幸一

山之口 義弘

菊池 武司

猪野 貴一

スポーツ振興課長	田中裕久
参事兼文化財課長	長友由美子
人権同和教育課長	川越政紀
図書館長	平山文春
美術館副館長	梅田一明
総合博物館長	松野義直

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
政策調査課主任主事	岩倉有希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案、タブレットでは委員会協議資料2ページのとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります、執行部入替えの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会の委員となったところで、

私は、このたび、委員長に選任されました宮崎市選出の重松幸次郎でございます。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、三度目の文教警察企業常任委員会の委員長を拝命いたしました。県警察本部の皆様と、これまで以上に県民の安心・安全な暮らしを守り、日本一住みよい県土づくりのために、下沖副委員長をはじめ、委員の皆さんと議論を重ねてまいりたいと思いますので、この一年、よろしく願いいたします。

次に、委員の皆さんを紹介いたします。

まず、小林市・西諸県郡選出の下沖篤史副委員長でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

串間市選出の武田委員でございます。

北諸県郡選出の福田委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の黒木主事でございます。

副書記の岩倉主任主事でございます。

それでは、次に、警察本部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○平居警察本部長 警察本部長の平居でございます。

皆様方におかれましては、平素から警察行政

に対する御協力、御理解を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、本日は年度初めの常任委員会でありますので、最初に私から本日出席しております警察本部の幹部職員を御紹介申し上げます。座って失礼いたします。

文教警察企業常任委員会資料の3ページから資料5ページまでが県警の幹部職員名簿であります。氏名の右横にアスタリスク記号がついている者が執行部のメンバーとなります。

まず、資料3ページを御覧ください。

警務部長の奈良警視正でございます。

生活安全部長の山崎警視正でございます。

刑事部長の久留米警視正でございます。

交通部長の黒瀬警視正でございます。

警備部長の湯浅警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の河野警視正でございます。

生活安全部サイバー戦略局長の梅原警視でございます。

資料4ページを御覧ください。

総務課長の田中警視でございます。

警務部参事官兼会計課長の川越警視でございます。

総合管理課長の橋本職員でございます。

警務部参事官兼警務課長の甲斐警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全少年課長の水口警視でございます。

生活環境課長の佐藤警視でございます。

資料5ページを御覧ください。

交通規制課長の阪本警視でございます。

運転免許課長の池田警視でございます。

このほかの幹部職員につきましては、この名簿の記載をもって紹介に代えさせていただきます。

す。

私からは以上であります。引き続き、警務部長から県警察の組織等について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○奈良警務部長** 引き続き、宮崎県警察の組織や令和6年度当初予算、治安情勢等について説明します。

資料6ページを御覧ください。

2の宮崎県警察の組織についてです。

県警察は、宮崎県公安委員会の管理の下、警察本部に警務部、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の5部を置き、警察学校を附置しています。

令和6年春の組織改編におきまして、サイバー空間の脅威に対する的確な対処を目的として、新たに生活安全部にサイバー戦略局を設置したところです。また、県内には、宮崎北警察署をはじめ、13警察署を設置しており、警察署の下部機構として、交番52施設、駐在所91施設を設置しております。

職員の定員につきましては、令和6年4月1日現在、警察官が国家公務員である警視正以上の階級にある警察官8人を含めて2,042人、行政職員が321人、合計は2,363人となります。このうち、女性職員については、警察官が237人、行政職員が157人で、それぞれの定員に占める割合は、警察官が11.6%、行政職員が48.9%となります。

資料7ページを御覧ください。

3の宮崎県公安委員会についてです。

まず、公安委員会制度についてです。

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保することを目的に、警察法の規定に基づき、国及び各都道府県に設けられています。

本県公安委員会の現在の委員については、資

料6ページに掲載しておりましたが、3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は知事が県議会の同意を得て任命しております。

公安委員の任務としては、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の支給等の裁定、古物営業等の各種営業の監督など、国民生活に関わりのある行政事務を公安委員会の権限に基づき処理しているほか、警察法第79条により、職員の職務執行について苦情がある者は、公安委員会に対し、苦情の申出をすることができることとされており、申出があった場合は、これを誠実に処理し、処理結果を申出者に通知しなければならないとされているなどのほか、定例の公安委員会等において県警察から報告される事項に対し、意見等を述べております。

資料8ページを御覧ください。

次に、4の警察本部各部の主な所掌事務についてです。

警察本部各部の主な所掌事務については、警務部は、広報、会計、人事、監察、教養、福利厚生に関することなどを、生活安全部は、犯罪の予防、少年の非行防止、ストーカー・DV対策、地域警察、110番通報の受理、風俗営業や質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部は、殺人・窃盗・詐欺などの捜査、暴力団・薬物・銃器犯罪の取締り、犯罪鑑識・科学捜査に関することなどを、交通部は、交通安全教育や交通安全活動、交通違反の指導取締り、交通事故・事故の捜査、交通規制、運転免許に関することなどを、警備部は、災害対策、警衛・警護に関すること、不法滞在等の警備犯罪の取締りなどを担当しております。

資料9ページを御覧ください。

5の令和6年運営方針・運営重点についてです。

県警察では、その年の組織運営の指針となる運営方針・運営重点を毎年定めています。この運営方針と運営重点については、公安委員会での審議を経た上で決定しており、令和6年は、運営方針に「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察～安全で安心な宮崎をめざして～」、運営重点として、子供・女性・高齢者を守る取組と特殊詐欺等の犯罪防止対策の推進、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進、交通事故の抑止と安全で快適な交通社会の実現、災害・テロ等緊急事態への的確な対処と警護の万全、県民の立場に立った警察活動の推進と社会の変化に適応する警察基盤の整備、サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進の6項目を掲げ、組織を挙げて各種取組を推進しています。

資料10ページを御覧ください。

6の警察予算の内訳についてです。

宮崎県警察の運営予算につきましては、大きく分けて、県単独予算、国庫補助予算、国費予算から構成されております。

県単独の予算につきましては、警視以下の職員の人件費や制服等の職員設置経費や交番・駐在所の整備などの警察活動に要する経費となります。

国庫補助予算につきましては、治安責任を国と地方で応分の負担をするという考えの下、治安水準の均衡を図るため、都道府県の支弁する経費につき国が補助するもので、警察手帳等の貸与品に要する経費や警察署の建設等が補助対象とされております。

また、国費予算は、警察法に定められた、拳銃、警察教養、通信機器等の国家的性格を有するものや複数都道府県の地域に及ぶ犯罪捜査に要する経費など、警察業務として全国的に統一性、均一性を保つための経費となります。

なお、県警の保有する約7割以上の警察車両や船舶、航空機、機動隊で使用する特殊装備品等も国費において整備されております。

資料11ページを御覧ください。

7の令和6年度当初予算についてです。

令和6年度の当初予算は299億3,162万9,000円であり、前年比7.7%の増額となっております。

主な増額要因は、警察用航空機整備に係る経費や昨年実施された人事委員会勧告による人件費、運転免許証とマイナンバーカードを一体化させるための事業の増額等となります。

当初予算の編成に当たりましては、先ほど説明した運営方針・運営重点に基づき予算を編成しております。

続いて、資料12ページを御覧ください。

資料は、令和6年度の当初予算を性質別で見る内訳となります。

宮崎県警察の予算は、人件費が予算全体の71%を占めており、物件費等の予算は全体の29%となります。さらに、物件費等の内訳が下の円グラフとなります。

物件費等の中には、光熱水費や業務で使用するパソコンのリース料等の義務的経費、信号機などの交通安全施設整備費が大半を占めている状況にあります。そのため、警察本部が新規事業等に充てられる予算は約5億円となっております。

資料13ページを御覧ください。

8の治安情勢等についてです。

まず、犯罪情勢についてです。

本県の刑法犯認知件数等の推移を掲載しておりますが、認知件数は令和3年までは減少しておりましたが、令和4年に増加に転じ、令和5年も増加したところです。

令和5年の主な情勢としましては、特殊詐欺

対策において、被害件数は前年から増減がなかったものの、被害額はプラス2億2,179万円と大きく増加しました。

被害の態様としまして、手口別では、架空料金請求詐欺が、犯人からの接触方法では架電が多くを占めている状況にあり、被害者の多くを高齢者が占めております。また、刑法犯認知件数全体の約44%を自転車盗、万引きが占めているという状況にあります。

被害防止対策としまして、特殊詐欺被害防止対策においては、自動通話録音機の貸出しやコンビニの各店舗を指導する立場にあるエリアマネージャー等を特殊詐欺被害防止マイスターに指定し、来店客に対する声かけを推進していただいているほか、県内のコンビニ全店舗に対して、高齢者がおおむね1万円以上、年齢に関係なく5万円以上の電子マネーを購入しようとする来客があった場合は、販売前に全件110番通報をしていただくようお願いしているところです。

また、自転車盗、万引き被害防止対策においては、中学校・高校を自転車盗難防止モデル校に指定して啓発活動を実施しているほか、自転車盗難被害の多い駐輪場における施錠状況の点検や万引き防止モデル店の指定等の取組を推進しております。

続いて、資料14ページを御覧ください。

次に、交通事故情勢についてです。

本県の交通事故発生件数等の推移を掲載しておりますが、死者数、発生件数は、減少傾向にあります。

令和5年の主な情勢としまして、交通死亡事故の特徴については、歩行中の死者の割合が40%と高い状況にあり、うち高齢者が大半を占めている状況にあります。年代別死者は、高齢者が60%を占めており、高齢運転者による死亡事

故件数についても前年より増加しました。

負傷者の特徴については、重傷者、軽傷者は前年から減少しておりますが、年代別負傷者で高齢者が高い傾向にあります。

交通人身事故の特徴については、発生場所が交差点及びその付近で約半数が発生している状況であり、第一当事者の年代は高齢者、次いで20歳代が多い傾向にあります。

交通事故防止対策としまして、歩行者保護対策においては、過去に歩行者の事故が発生するなどした横断歩道をモデル横断歩道に指定し、横断歩道の周囲を赤色で塗装して、横断歩道における交通ルールの遵守とマナー向上を図っているほか、反射材の配布や道路に設置している道路情報板を活用した広報啓発等の取組を推進しております。

また、高齢運転者対策においては、自身の体調や運動能力を踏まえて、運転する時間帯や場所等を限定する旨を宣誓する制限運転宣誓の取組を推進しているほか、運転免許センターに安全運転相談の窓口を設け、高齢運転者に対し、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた指導・助言を行っているところです。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

○二見委員 資料11ページで、重要犯罪の徹底検挙と組織犯罪対策の推進とありますが、今の犯罪等の認知件数における検挙数は、資料13ページに出ていたんですけれども、今言われた重要犯罪関係はどのようになっているのでしょうか。

○久留米刑事部長 重要犯罪は、特に国民の生命・身体に直結する不安をおおるような犯罪でありまして、殺人、強盗、放火、不同意性交、逮捕監禁、そのような罪になります。

○二見委員 それに対する認知件数と検挙率は、全体の中での話はあったんですけども、そこに対する数値は何か出ているんですか。

○久留米刑事部長 令和5年は、本県重要犯罪の認知件数が90件、検挙が75件となっております。検挙率は83.3%となっております。

○二見委員 残りの検挙されていない部分については、引き続き捜査しているのか、どこかで打切りになっているのでしょうか。

○久留米刑事部長 未検挙分につきましては引き続き捜査を重ねておりまして、時効の撤廃もありますので、引き続き捜査しております。

○二見委員 毎年いろんな事件があれば、引き続き検挙できなかった部分があると思うけれども、それらがずっと積み重なると、業務的にはかなり膨大になるわけなんですけど、どれくらいの期間でその捜査は切り替わっていくのでしょうか。宮崎県警だけで対応すべきなのか、ほかの都道府県も、今、特にサイバー関係とかは広域連携することで対応されているのでしょうか。

○久留米刑事部長 基本的に捜査は時効までとなりますが、時効が撤廃された犯罪については、永遠に捜査が継続されるということになります。

他県との連携ですけれども、他県と協働する部分は、合同捜査や共同捜査を締結いたしまして連携して捜査をやっていく。本県で他県のそういう情報がある場合には、ちゅうちょなくその関係する県に提供して捜査をしていただくというようなことでやっております。

○重松委員長 ほかにございますか。

○武田委員 資料14ページの高齢者運転対策の制限運転についてお聞きします。親が高齢化してきて、80歳を過ぎてくると「運転危ないよね」という話をしているところですが、一方で、地方に行くと、車がないと移動ができないため、

免許返納にまで至らないのが現状です。制限運転では夜間は運転しないとか、地域を限定するといったことが考えられます。制限運動の宣誓をされた方は罰則等はないと思うけれども、もし罰則があれば罰則を、また、宣誓された方がどの程度守っているのか現状をお聞きしたいです。

○黒瀬交通部長 高齢運転者対策で行っております制限運転宣誓については、令和6年2月末現在で、県内で約2万7,000人の方が宣誓しております。

また、当初は、自治体等において宣誓を行ってございましたけれども、枠を広げまして、翌年には警察署、免許センターで宣誓を行い、その次の段階として、県内の自動車学校等で宣誓を行うということで、高齢者に交通安全の意識を持っていただいております。

委員御指摘の、宣誓された方が実際に守っているか、事故を起こしていないかにつきましては、まだ分析には至っていない状況です。そういった宣誓された方のその後の実態につきましては、調査していかねばならないと考えておりますので、今後、その点につきましては検討していきたいと考えております。

○前屋敷委員 資料6ページの警察官の定員について、前年度と比較して人件費が増えていますが定員の増減を、その体制も含めて教えてください。

○奈良警務部長 人件費増額の要因は、人事委員会勧告によるものでして、警察官の定員は前年度と変わっておりません。

○前屋敷委員 定員は前年度と同数ということですがけれども、いろんな組織とか業務も含めて、しっかり対策を打っていく上では、人数を増やすことも必要だと思っておりますが、これまでの定員

の推移について教えてください。

○奈良警務部長 定員の推移について、現在2,034名ですが、これは平成29年度からこの定員となっております。過去は、平成14年度は1,886人でしたので、それからは順次、それぞれの対策の必要性等で増員が図られてきておりまして、ここ数年は変わっていないこととなります。

○下沖副委員長 男性職員の育児休業取得状況等が分かれば教えてください。

○奈良警務部長 男性職員の育児休業取得状況につきましては、令和5年に警察官と一般職員の合計で80人が取得しております。

○下沖副委員長 割合は分からないですか。

○奈良警務部長 育児休業が取得可能な職員の取得率は69%になります。

○久留米刑事部長 先ほど、二見委員から重要犯罪について御質問がありましたけれども、正確にお答えしたいと思います。

重要犯罪とは、殺人、強盗、不同意性交等、放火、略取誘拐・人身売買、不同意わいせつの6罪種で定義しております。

○重松委員長 その他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもちまして、警察本部を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

---

午前10時32分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会委員となったところでございます。

私は、このたび、委員長に選任されました宮

崎市選出の重松幸次郎でございます。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、三度目の文教警察企業常任委員会の委員長を拝命いたしました。企業局においては、本県の豊富な水資源を活用して、温室効果ガスが発生しない地球に優しい水力発電事業と工業用水の供給及び一ツ瀬川県民ゴルフ場の地域振興事業など、本県経済の基盤を支えていただいております。それらの施設の維持・発展のため、下沖副委員長をはじめ、委員の皆さんと議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、この1年間、よろしく願いいたします。

次に、委員の皆さんを紹介いたします。

まず、私の隣が小林市・西諸県郡選出の下沖篤史副委員長でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

串間市選出の武田委員でございます。

北諸県郡選出の福田委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

児湯郡選出の函師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の黒木主事でございます。

副書記の岩倉主任主事でございます。

次に、企業局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○松浦企業局長** 企業局長の松浦でございます。よろしく願いいたします。

企業局は、地方公営企業として3つの事業を行っております。1つ目が水力発電をメインとする発電事業、2つ目が細島の工業団地に工業用水を供給いたします工業用水道事業、それから、一ツ瀬川の河川敷ゴルフ場を運営いたします地域振興事業、この3つでございます。

現状なんですけれども、発電事業におきましては、発電規模の大きな綾第二発電所が老朽化

もありまして大規模改良工事を行っております。その関係で運転を停止しておりますので、その分、収入が減っているということがありますので、ここ数年、赤字が続く状況でございます。

それから、工業用水道事業につきまして、令和4年の台風災害で耳川からの取水場のところが浸水被害を受けておりますので、その復旧、それから、防水対策といったようなことがありますので、若干の赤字となっております。

それから、ゴルフ場につきましても、徐々にではありますけれども、利用者数が減っています。

綾第二発電所が運転を再開いたしますと、それなりの大きな収入が回復いたしますので、企業局の経営そのものとしては特に問題ないと考えておりますけれども、水やエネルギーの供給といった大きな役割を担っておりますので、長期的な視点から、この経営の安定の確保にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。私としても、今後どうあるべきか、どのようなことをやっていくべきかということはこの機会にしっかりと考えてまいりたいと思っております。

委員の皆様方の御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

ここからは、幹部職員の紹介でありますので、座って説明させていただきます。

総括副局長の児玉浩明でございます。

技術担当の副局長であります小牧利一でございます。

技監の宮田晃尚でございます。

総務課長の小川智巳でございます。

総務課経営企画室長の西本修一でございます。

工務管理課長の小野一彦でございます。

施設保全課長の山元孝訓でございます。

発電設備課長の松生晃でございます。

総合制御課の課長の安藤忠でございます。

私からは以上でありますけれども、引き続き、総務課長から企業局の業務概要及び本年度の当初予算の概要等につきまして御説明をさせていただきます。

**○小川総務課長** それでは、資料4ページを御覧ください。

まず、I、企業局の組織の概要及び主な事務分掌であります。

1、企業局の組織及び職員数については、本庁5課1室1出先機関で、職員数は局長を含めまして128名、体制は図のとおりでございます。それぞれの課、室及び事務所の主な事務分掌につきましては、資料5ページに記載のとおりでございます。

次に、資料6ページを御覧ください。

II、事業概要でございます。

まず、1、電気事業でございますが、(1)発電事業について、①沿革にありますとおり、昭和13年に県営電気建設部として発足以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の重要課題と位置づけ、これまでに括弧内に記載の6つの河川総合開発事業を実施しており、これらを通じて、電力の安定供給や下流域市町村の水害防止など、地域の発展に貢献してきたところでございます。

次に、②事業の規模でございますが、ア、水力発電につきましては、現在、発電所は14か所あり、その最大出力は合計で15万9,399キロワットで、全国24の公営電気事業者の中で3番目の規模となっております。発電した電力は、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社へ供給しております。

資料7ページを御覧ください。

イ、太陽光発電につきましては、現在、4か所に設置しており、最大出力の合計は190キロワットとなっております。

(2) 緑のダム造成事業として、企業局が発電事業を行うダムの上流域にある未植栽地を、広葉樹を中心とした水源涵養機能の高い森林として整備するほか、(3)のとおり、企業局の持つノウハウを生かし、市町村や土地改良区などが取り組む小水力発電の開発に対する技術支援も行っているところであり、これまでに8地点の発電設備の設置を支援したところでございます。

資料8ページを御覧ください。

2、工業用水道事業でございます。

(1) 事業の概要にありますとおり、工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年から給水を開始しております。給水能力は日量12万5,000立方メートルでありまして、現在、旭化成株式会社など15社に給水を行っております。

(3) 給水料金でございますが、基本料金は1立方メートル当たり10.40円で、全国平均の22.91円と比べて低廉な料金で安定的に工業用水を供給することで、県北地域の産業振興の一翼を担っているところでございます。

次に、資料9ページを御覧ください。

3、地域振興事業でございます。

(1) 事業の概要にありますとおり、地域振興事業は、地域振興と県民福祉の向上に寄与する目的で、一ツ瀬川の河川敷にゴルフコースなどを整備し、平成2年から営業を開始しており、令和2年度には開設30周年を迎えまして、利用者の数は累計で129万人を超えております。

(2) 施設の概要でございますが、ゴルフコースは、パブリックの18ホール、パー70となっ

ており、管理運営は指定管理者として今年度より株式会社青山石材が行っております。

(3) ゴルフ場の利用料金については、御覧のとおりでございます。

次に、資料10ページでございますが、こちらに企業局事業施設配置図としまして3事業の主な施設を地図に落とし込んでおりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料11ページを御覧ください。

Ⅲ、令和6年度宮崎県公営企業会計当初予算でございます。

1、当初予算のポイントでございますが、令和6年度当初予算については、企業局の経営の指針であります企業局経営ビジョンや企業局を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、3つの大きな柱を定めて予算編成をしたところでございます。

まず、(1) 将来に向けた安定経営のための基盤整備でございます。これは、老朽化した施設・設備の計画的な更新・改修を行うことにより、将来にわたって安定的に経営を行うための基盤を整備するものでございます。

次に、(2) 経営環境の変化への的確な対応でございます。こちらは、政府のカーボンニュートラル宣言を受けて県で取り組んでおりますゼロカーボン社会づくりや産業のデジタル化、頻発しております自然災害など、企業局を取り巻く経営環境の変化に的確に対応するものでございます。

次に、(3) 地域貢献に資する取組の推進として、局の設置理念に基づき、地域貢献に資する取組を推進するものでございます。

次に、資料12ページを御覧ください。

2、当初予算の概要でございます。

(1) 電気事業につきましては、業務の予定

量であります年間供給電力量は4億944万2,000キロワットアワーで、黒い太枠で囲んでおります収益的収支の収支残はマイナス24億4,848万5,000円としております。令和2年度から引き続き、収支残がマイナスとなっておりますが、これは、綾第二発電所大規模改良事業に伴う発電機停止による料金収入の減や同事業に係る事業費の増を見込んでいることなどによるものであり、令和9年度まで赤字が続く見込みとなっております。

次に、資料13ページを御覧ください。

(2) 工業用水道事業につきましては、年間総給水量は3,583万5,700立方メートルで、黒い太枠で囲んでおります収益的収支の収支残はマイナス7,054万6,000円としております。令和3年度から引き続き、収支残がマイナスとなっておりますが、これは、台風の影響による土砂除去に係る委託費や近年の物価高騰に伴う修繕費の増などによるものでございます。

資料14ページを御覧ください。

(3) 地域振興事業につきましては、年間施設利用者数は3万1,500人を見込んでおります。収支残はマイナス747万8,000円としております。収支残がマイナスとなっておりますが、これは、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設改修工事に伴う修繕費と固定資産除却費の増などによるものでございます。

資料15～26ページにつきましては、事業会計別の予算の内容を記載しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

次に、資料27ページを御覧ください。

3、主な新規・重点事業でございます。

まず「綾第二発電所大規模改良事業」であります。この事業は、運用開始から60年以上が経

過した綾第二発電所の機器等の更新等を行うものでございまして、令和元年度から令和9年度までの期間で事業を実施することとしております。令和6年度の前算額は38億1,000万円余で、水車発電機等の更新工事を予定しております。

次に、資料28ページを御覧ください。

「綾第一発電所南機水車発電機一部改良及び精密点検工事」であります。この事業は、修理困難となった機器の廃止に必要な改造・更新や、保安規程に基づき水車発電機の分解点検等を行うものであり、令和5年度から令和7年度までの期間で事業を実施することとしております。令和6年度の前算額は7,000万円余で、改造・更新する機器の現場調査、詳細設計等を予定しております。

次に、資料29ページを御覧ください。

新規事業「工業用水道施設浄水場浸水対策工事」であります。この事業は、令和4年9月の台風14号により浸水被害を受けましたことから、送水停止のリスク軽減のため、浸水対策工事を行うものであります。令和6年度から令和7年度までの期間で事業を実施することとしております。令和6年度の前算額は2億7,000万円余で、防水壁かさ上げや排水対策工事等を行うこととしております。

資料30ページを御覧ください。

新規事業「DX推進通信基盤整備事業」であります。この事業は、遠隔臨場やスマートフォン等のDXを推進するため、企業局発電所及びダムにおけるインターネット環境を整備するものでございます。前算額は1,000万円余としております。

次に、資料31ページを御覧ください。

改善事業「緑のダム造成事業」であります。この事業は、これまでの企業局が未植栽地等を

取得して行う植林等に加え、新たに民間事業者による再造林活動を活発化させるために環境森林部が取り組む事業を支援することで、より効率的に水力発電所上流域の未植栽地等を水源涵養機能の高い森林として整備し、電力の安定供給につなげるものでございます。前算額は6,000万円余としております。

次に、資料32ページを御覧ください。

4、その他主要事業の概要といたしまして、(1)猿瀬発電所ゴム堰復旧工事など、8つの事業についてその概要を記載しております。

最後に、参考といたしまして、資料33ページでございますが、知事部局等への経費支出予定額を記載しております。多目的ダム管理費用等、知事部局及び市町村への支出予定額の合計額は14億9,408万6,000円としております。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○二見委員 3年ぐらい前だったと思いますが、いろんなエネルギー問題、特にカーボンニュートラルとかそういった話がある中で、企業局に対し、エネルギーの専門家として新事業はないのかという話をしていました。そのときにカーボンニュートラル関係が一番大事なところだろうと話をされていたんですが、ここ数年間で始まった事業は何かあるのでしょうか。

資料7ページで太陽光発電が4か所あるわけですが、発電開始年月を見ると設置が、10年ぐらい前ですので、太陽光発電もさらに必要なのではないのかなと思います。一時的にメガソーラーが各所にできましたけれども、ただ造って売電し、企業局の収入になるだけでは意味がなくて、宮崎県内の電力供給施設として、この宮崎県のエネルギーを供給できる企業局であってほしいと思っています。宮崎県も太陽光発電

だけではなくて、蓄電池と一緒に設置するような補助事業もやっていたりするんですが、そういうもので企業局で始めた事業は何かないのでしょうか。

資料11ページで「企業局ゼロカーボンPR事業」とありますが、「PR」は要らなかったなと思いました。ただ、そのPR事業をしているということは、その前に新事業が何か始まったのかとも思ったものですから、今お聞きしたところなんですが、何かございますでしょうか。

**○宮田技監** 前回御質問いただいた取組についてどうかということでございますけれども、何か新しいことが始まったかどうかということであれば、今までの事業を引き続きやっているところなんです。例えば、太陽光発電については、始めたときは割と先進的な取組であったのですが、その後、FITの制度の導入等によりまして、民間等でも十分に採算が取れるようなことになっております。企業局としては、新規の太陽光については特に進めていないところでございます。

菅総理によりましてカーボンニュートラル宣言以降、再生エネルギーに対する風向きが大きく変わりました、企業局として取り組んでいかなければならないと位置づけております。

現状は、他県の取組状況とかを調査しているけれども、本県において直ちに導入できるかというところ、現状ではそこまで至っていない部分もございまして、引き続き調査・検討を進めていきたいと考えております。

**○小野工務管理課長** 補足すると、企業局は水力発電に関してのノウハウや技術力を持っているため、何かできないかなというところで、昨年度と今年度小水力開発ポテンシャル調査にて、砂防ダム、治山ダム、その辺りを全県的に

調べまして、開発の可能性に向けて調査をしているところです。

**○二見委員** 3年前に言われたのは、プロジェクトチームをつくって調査・研究していきたいという話でした。1年間ぐらいはそのチームをつくったということだったので、その後の結論が今御説明いただいた部分と思うのですけれども、もう少し何かあるとよいですね。

**○福田委員** 資料31ページの事業の概要にて、日本一挑戦プロジェクト(グリーン成長プロジェクト)への参画ということで、広葉樹造林への支援とありますが、広葉樹としている目的、理由などはあるのでしょうか。

**○小川総務課長** 広葉樹が針葉樹よりも水源涵養機能——水をためる力が一般的に高いため、山のほうに水をためて、安定的に川に水が供給できるよう、当該事業では広葉樹としているところです。

**○福田委員** 再造林対策では、広葉樹という言葉があまり出てこなかったのですけれども、広葉樹を推薦したほうが効率がよいということですね。

**○小川総務課長** 環境森林部で所管している林業においては、将来、採算を取らないといけないため、採算性が高い針葉樹が植えられているところですが、山によって針葉樹、広葉樹が適しているところがありますけれども、当局の事業では自然に返す形として広葉樹を選択したところです。

**○下沖副委員長** 資料8ページの工業用水道事業について、この配管の圧力がどのぐらい高いのかと、あと、こういう配管の中での発電——マイクロ発電とかは今後検討の余地はないのでしょうか。

**○小野工務管理課長** 工業用水道にかかるマイ

クロ発電、水力発電につきまして、以前検討したことはありましたけれども、期待する出力が得られないといったところで断念した経緯があります。

先ほど、小水力開発ポテンシャル調査の説明をしたところで、「昨年度と今年度に調査をした」と説明したところなんですけれども、正確には、予算としては令和5～7年度は取っております。

○重松委員長 その他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、ないようですので、以上をもって、企業局を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時4分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時会におきまして、私ども7名が文教警察企業常任委員会の委員となったところでございます。

私は、このたび、委員長に選任されました宮崎市選出の重松でございます。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、三度目の委員長を拝命いたしました。県教育委員会におきましては、小中学校・県立高校の企画調整や環境整備、または、スポーツ・文化の振興など、多岐にわたり御尽力をいただいております。さらなる教育環境の整備、また、学力向上、スポーツ・文化の振興のため、下沖副委員長をはじめ、委員の皆様方とこの1年間また協議をしまいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員を紹介いたします。

私の隣が小林市・西諸県郡選出の下沖篤史副委員長でございます。

都城市選出の二見委員でございます。

串間市選出の武田委員でございます。

北諸県郡選出の福田委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の黒木主事でございます。

副書記の岩倉主任主事でございます。

次に、教育長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○黒木教育長 教育長の黒木淳一郎でございます。令和6年度もよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、かねてから本県教育の振興充実のために、御指導、御支援を賜り、心から感謝申し上げます。令和6年度におきましても、本県教育のさらなる充実を図るため、誠心誠意、全力で取り組むつもりでございます。委員の皆様様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、説明に入ります前に、お礼を申し上げたいと思います。

去る3月23日に行われました「ひなた宮崎県総合運動公園屋内走路」の完成お披露目会におきましては、県議会からは、日高副議長をはじめ、文教警察企業常任委員会の山内委員長ほか、多くの議員の皆様方に御臨席を賜りました。完成に至るまで、県議会の皆様方には多大なる御支援と御協力を賜りました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、お手元の常任委員会資料3ページを御覧ください。

まず、本日出席をしております教育委員会事務局の幹部職員を御紹介申し上げます。

副教育長の大東収でございます。

教育次長教育政策担当の吉玉拓でございます。

教育次長教育振興担当の北林克彦でございます。

教育政策課長の佐藤雅宏でございます。

財務福利課長の畑中道一でございます。

財務福利課育英資金室長の上田浩司でございます。

高校教育課長の間曾妙子でございます。

義務教育課長の田中幸一でございます。

特別支援教育課長の山之口義弘でございます。

教職員課長の菊池武司でございます。

参事兼生涯学習課長の猪野貴一でございます。

スポーツ振興課長の田中裕久でございます。

参事兼文化財課長の長友由美子でございます。

人権同和教育課長の川越政紀でございます。

資料4ページの右側に移ります。

県立図書館長の平山文春でございます。

県立美術館副館長の梅田一明でございます。

県総合博物館長の松野義直でございます。

なお、この他の幹部職員等につきましては、資料3ページ及び資料4ページの名簿の記載をもって紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、資料5ページを御覧ください。

現在の5名の教育委員は、御覧のとおりであります。

続きまして、資料6ページを御覧ください。

県教育委員会事務局の組織体制をお示しております。また、資料7～13ページに、各課ごとの組織及び事務を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

続きまして、資料14ページをお開きください。

教育委員会の令和6年度当初予算であります。

表の下から5段目の太線で囲んであります合

計の欄を御覧ください。

一般会計の合計は1,143億8,369万8,000円であります。また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄を御覧ください。特別会計の合計は52億2,326万7,000円であります。総額でございますが、一番下の欄、1,196億696万5,000円であります。2つ右の欄に令和5年度当初予算額からの増減額を示しておりますが、97億4,772万7,000円の増、率にいたしまして、対前年度比108.9%となっております。

続きまして、資料15ページを御覧ください。

資料15ページは、今回、県で取り組みます「日本一挑戦プロジェクト」のうち、「子ども・若者プロジェクト」について記載をしております。教育委員会でも関連事業がありますので、概要につきまして、後ほど、教育政策課長が御説明申し上げます。

続きまして、資料16～18ページについては、教育委員会の主な新規・改善事業などをお示ししております。各事業名の左端に「説明」と記しております事業につきましては、資料19～26ページに掲載しております。内容については、この後、関係課長が御説明申し上げます。

最後に、資料27ページを御覧ください。

その他報告事項でございます。

宮崎県プール（仮称）及び宮崎県山之口陸上競技場（仮称）におけるネーミングライツ制度の導入について、御報告をさせていただきます。内容については、この後、関係課長が御説明申し上げます。

○佐藤教育政策課長 常任委員会資料15ページを御覧ください。

今回、県で取り組みます「日本一挑戦プロジェクト」のうち、「子ども・若者プロジェクト」につきまして、概要を説明します。

「子ども・若者プロジェクト」では、日本一生み育てやすい県への挑戦として、福祉保健部を中心に、教育委員会も連携して取り組むこととしております。

オレンジのバーの上から2つ目、「取組の柱」の3、「安心して子育てをすることができる教育環境をつくる」として、子育ての不安につながる教育問題への対応など、教育の充実を図り、育てやすい環境づくりを推進してまいります。

その下のオレンジバーの上から3つ目になります。「目標を実現するための主な取組(方向性)」について、一番右の記載になりますが、教育的な支援が必要な子供たちを誰一人取り残すことのない学びの環境の充実や海外での活躍など、子供の将来の夢や希望を強く後押しする取組の強化により、様々な環境の子供を支え、夢や希望を後押しする教育環境の整備を進めていくこととしております。

これらを踏まえまして、オレンジのバーの一番下の段、右側に、プロジェクトで取り組む主な事業として3つの事業を記載しております。この3事業は、「日本一挑戦プロジェクト」を推進するための基金を活用した新規・改善事業であります。

プロジェクトの説明は以上ですが、3事業の詳細につきましては、後ほど、担当課長から御説明いたします。

**○田中義務教育課長** 資料19ページを御覧ください。

改善事業「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業」について御説明いたします。

予算額は2,673万5,000円であります。高校教育課との合同事業で、国庫補助金と日本一挑戦プロジェクト推進基金を活用しております。

事業の目的は、帰国・外国人児童生徒の小学

校から高校卒業までの指導支援体制を構築し、日本語指導が必要な児童生徒の学習保障の充実を図ることとあります。

次に、事業の概要の(1)事業内容についてであります。

事業内容の①指導・支援体制の整備につきましては、効果的な指導方針等を検討する運営協議会や専門性向上のための連絡協議会を設置いたします。

事業内容の②日本語指導・支援の充実につきましては、県内3地区に専門性を有する日本語教育指導教員を配置し、市町村が小中学校に配置する日本語教育サポーターへの助言も行います。

高校におきましては、日本語教育指導教員と生活面をサポートするエリア生活サポーターを配置いたします。

事業の仕組みにつきましては、県で実施するものと、県が市町村に補助して実施するものの2通りでございます。

成果指標につきましては、小中学校段階では、日本語指導が必要な児童生徒が支援を受けている割合を100%とすること、高校段階では、日本語指導を受けた生徒が最終学年に日本語の力の段階ステージ4(日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できるレベル)以上となる割合を100%としております。

事業の期間は、令和8年度までの3年間です。

**○山之口特別支援教育課長** 資料20ページを御覧ください。

「特別支援学校通学環境整備」につきまして御説明いたします。

予算は3,097万5,000円です。

事業の目的でございますが、特別支援学校の

通学環境を改善することで、児童生徒及び保護者の負担軽減を図るものであります。

事業の概要でございますが、(1)の事業内容を御覧ください。

まず、①のスクールバス更新に伴う福祉車両の導入では、老朽化により更新時期を迎えている清武せいりゅう支援学校のスクールバス1台を福祉車両4台に更新いたします。このことにより車椅子の座席が増えますので、これまでよりも多くの児童生徒がスクールバスを利用できるようになります。

また、更新する福祉車両のうち1台に看護師が同乗し、医療的ケア児専用とすることにより、現在、スクールバスを利用できていない医療的ケアが必要な児童生徒が安全にスクールバスを利用できる通学環境について検証を行います。

次に、②にありますように、児湯るびなす支援学校にスクールバス1便を増便し、長時間乗車の解消を行います。

**○川越人権同和教育課長** 資料21ページを御覧ください。

新規事業「不登校等対策強化事業」について御説明いたします。

予算額は3億604万4,000円となっており、財源は、国庫、日本一挑戦基金、一般財源となります。

事業の目的ですが、学校における生徒指導上の諸課題の一つである不登校対策の体制構築を中心に、児童生徒の健全育成を図ることを目指しております。

事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容は2つあります。

事業内容の①学校への専門家の配置につきましては、既に学校には、心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスク

ールソーシャルワーカーを配置・派遣しておりますが、学校における諸課題の低年齢化への対応や小・中学校間の支援の連携を図るため、小学校への配置人数を大幅に増員するなど、相談体制を一層強化することで、不登校の未然防止や早期対応の充実を目指すこととしております。

事業内容の②不登校支援の拠点となる県教育支援センターの設置・運用につきましては、不登校の児童生徒増加に伴い、学校外で相談や指導を行う公的機関として県教育支援センターを県教育研修センター内に設置し、運営するものです。

小中学生を対象とした教育支援センターは、多くの市町村に設置されておりますが、高校生までを対象としたものとしては、県内初めての設置となります。

主な事業といたしましては、不登校の児童生徒や保護者への直接支援をはじめ、市町村の教育支援センターやフリースクールなどの民間団体との連携を図るなど、不登校対策の拠点となることを目指しております。

あわせて、支援センターで遠隔授業の送受信等を行い、高等学校の単位修得につなげる研究を行ってまいります。

成果指標は、不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合100%を目指すこととしております。

なお、事業の期間は、令和8年度までの3年間になります。

**○間曾高校教育課長** 資料22ページを御覧ください。

新規事業「ひなた教育DX整備事業」について御説明をいたします。

予算額は569万8,000円であります。

事業の目的は、デジタル採点システムを導入

することにより、教員の業務改善と効率化・省力化を図るとともに、データを活用したきめ細かな学習支援を実現するものです。

次に、事業の概要についてであります。

(1) 事業内容は、デジタル採点システムを県立高校並びに県立中学校、中等教育学校の計39校に導入いたします。このシステムの導入により、パソコン上で採点を行い、生徒が自らの学習状況を把握できる個人成績表や、教師が生徒の学習状況を把握できる観点別得点データあるいは成績分析データの作成が可能となります。

さらに、生徒が所有いたします1人1台端末を活用し、個別に学習データを返却することにより、①に示しておりますように、苦手な単元を客観的に把握するなど、生徒が自ら学習することができるようになります。

また、②に示しておりますように、成績データの分析を基にして教員が個別に学習面談を行うなど、採点に要する業務時間の削減により、生徒それぞれの習熟に応じた学習支援を実現できるようにします。

(3) の成果指標であります。1つ目は、ICTを活用することで「自ら学ぶようになった」と回答した生徒の割合で、令和4年度調査の66.4%が令和6年度には75%となることを目指しております。

2つ目は、教員1人が採点に要する業務時間の年間の合計で、令和5年度調査の2,055分が令和6年度には1,430分となることを目指しております。

続きまして、資料23ページを御覧ください。

改善事業「世界とつながる高校生海外留学支援事業」について御説明いたします。

予算額は7,182万1,000円であります。

昨年度の6月補正で開始した事業ですが、事

業の目的にもありますように、新たに海外ファームステイを追加いたしまして、さらに充実させたいと考えております。

次に、事業の概要について御説明いたします。

(1) 事業内容の①高校生海外派遣事業について、海外ファームステイ等実践体験研修を新たに追加しております。

昨年4月のG7宮崎農業大臣会合では、県内の普通科や専門学科の高校生が食と農をテーマに提言をいたしましたけれども、このレガシーとして、本県の高校生が海外の農業に触れる機会を創出いたしました。農業高校だけではなく、他の専門高校、普通科高校の生徒も対象にしており、世界の農業を知ることで日本との違いに目を向け、探究する姿勢を育成したいと考えております。

本事業では、実際に農家にファームステイをして農業体験を行ったり、食品工場や商業施設などを視察して加工や流通についても学びます。

ファームステイの行き先は、オーストラリアを想定しております。その理由といたしましては、農地面積や栽培・飼育の方法など、我が国とは異なる農業の形態に直接触れることができること、加えて、オーストラリアは、日本からのファームステイ受入れの実績があり、時差が少なく、治安も安定していることが挙げられます。

(3) の成果指標であります。全国平均の留学率1.4%を目標といたしまして、令和8年度に高校生の留学者数を事業全体で400人にすることにしております。

○猪野生涯学習課長 資料24ページを御覧ください。

新規事業「電子図書館サービス拡充事業」について説明いたします。

予算額は5,338万6,000円であります。

本事業は、国庫と宮崎再生基金を活用しております。

事業の目的にありますよう、新たな電子書籍の導入による利用者サービスの提供と拡充及び本県の貴重資料のデジタル化とその利用促進を図ることにより、「読書県みやざき」づくりを推進するものであります。

次に、事業概要の(1)事業内容についてであります。

事業内容の①電子書籍サービス事業につきましては、子供や大人の学びに役立つ約4,000点の電子書籍を収集・提供し、学習環境の充実を図るものであります。

事業内容の②宮崎の宝デジタル化事業につきましては、昭和40～50年頃の本県の様子を撮影した貴重な16ミリフィルムの経年劣化を防ぎ、郷土資料のデジタル化に向けた取組を行うものであります。

成果指標につきましては、本県と同規模である他県の先行事例を参考に算出し、令和7年度の電子書籍閲覧件数を1万800件としております。

また、宮崎の宝デジタル化事業の成果指標につきましては、県立図書館ホームページにおけるデジタルアーカイブのアクセス件数を、令和4年度の実績に約20%上乘せし、2,900件としております。

事業の期間は、令和7年度までの2年間であります。

**○長友文化財課長** 資料25ページを御覧ください。

新規事業「みやはくデジタルミュージアム構築事業」について説明いたします。

予算額は7,000万円で、財源は国庫と宮崎再生

基金であります。

まず、事業の目的ですが、県総合博物館に最新のデジタル技術を導入することにより、宮崎の自然や歴史に対する県民の関心を高めるとともに、さらなる地域の活力向上や観光振興へ寄与することです。

次に、事業の概要であります。

(1)の事業内容ですが、2つの事業を計画しております。

①みやはくウォールミュージアムについて、資料の26ページに参考で写真を添付しておりますので御覧ください。右側は、北九州市科学館の写真ですが、このような大型壁面スクリーンを総合博物館に設置し、手をかざすなどのアクションをすることで、映像が変化したり、画像が切り替わったりするコンテンツを投映するものです。また、映像などで地域の博物館や観光地の魅力を発信するデジタルマップを制作し、館内だけでなく、例えば、国スポ・障スポ大会の会場など、県内のイベント等での活用も図っていきます。

資料25ページにお戻りください。

②みやはくバーチャルミュージアムは、VR技術を活用して博物館の展示室を仮想空間に再現し、タブレットやスマートフォンなどでの閲覧を可能にします。これらの環境は、学校教育や移動博物館での活用も想定しております。

(3)の成果指標としまして、令和4年度の入館者数が約15万人であります。令和6年度には18万人を目指してまいります。

事業期間は、記載のとおりです。

**○田中スポーツ振興課長** 資料27ページを御覧ください。

宮崎県プール(仮称)及び宮崎県山之口陸上競技場(仮称)におけるネーミングライツの導

入について御報告いたします。

まず、県では、令和9年に開催する宮崎国スポ・障スポ大会に向けて、大会会場となる施設や練習拠点施設の整備を順次行っております。このうち、大会の主要3施設であります新県体育館、県プール及び県山之口陸上競技場につきましては、施設整備を宮崎国スポ・障スポ局が担当し、完成後は教育委員会が管理・運営を担当することとなっております。このため、今回報告いたします県プール及び県山之口陸上競技場のネーミングライツにつきましては、完成後の管理・運営の一環として当課で対応するものであります。

このネーミングライツの導入は、県の歳入確保策の一つとして行うもので、(1)導入の目的にありますとおり、ネーミングライツの導入で得た収入を施設の維持管理費用に充て、施設の安定的な運営を確立し、県民に良好なスポーツ環境を提供することを目的とするものであります。

施設の概要につきましては、記載のとおりであります。

(3)ネーミングライツの概要であります。プール及び陸上競技場ともに、①の希望金額は、県内の事例等を参考に、年間1,000万円以上としております。②の希望期間は、供用開始予定の令和7年4月から5年間としております。③の今後のスケジュールであります。応募受付期間は6月から1か月程度を予定しており、その後、審査を経まして、7月中にスポンサー企業を決定する予定としております。

なお、ネーミングライツの開始時期は令和7年4月を想定しておりますが、詳細はスポンサー企業様との合意により決定したいと考えております。

また、(4)その他にありますように、県山之口陸上競技場へのネーミングライツ制度導入に併わせまして、都城市も山之口運動公園全体と補助競技場にこの制度を導入予定でありますことから、募集を同じ時期に行い、公園全体で統一感のあるネーミングとなるよう連携して行ってまいりたいと考えております。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんでしょうか。

○武田委員 資料19ページの「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業」で、日本語教育サポーターやエリア生活サポーターを配置いただき、また、資料21ページの「不登校等対策強化事業」で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置いただけるということで、本当にありがたいと思っています。先日、地元の小学校の入学式で教育委員会の方と話したときに、「予算はあるけれども、人がいない」という言葉を聞きました。宮崎市内とかでしたらまだ人もいるのかと思いますが、地方へ行くとならないということで、この点についてどう考えているのかお聞きしたいです。

○田中義務教育課長 資料19ページ、「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業」につきましては、国が日本語指導として活用してよいとする職員を使いながら指導していましたが、今後、この数が縮小されるということで、今回、市町村への負担もお願いしながら事業を構築したところであります。

この事業を構築する上で、本来であれば、各市町村も教員免許を持っている人を配置するのが一番よいと判断したのですが、今、委員がおっしゃいましたように、教員免許を有する方がいない事情がございます。この辺りにつきましては、市町村と協議を行いまして、会計

年度任用職員がこの事業には適しているとの御意見等も踏まえて、この帰国・外国人児童生徒に対する学習支援の市町村のサポーターにつきましては、特に資格を有する者という条件をつけておりません。人材育成と確保が大きな課題と認識しておりますので、この事業内容にあります運営・連絡協議会を機能させながら、柔軟に対応し、そのような課題に向き合いたいと考えております。

**○川越人権同和教育課長** 御指摘ありがとうございます。「不登校等対策強化事業」におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・派遣につきましては、今、御指摘のとおり、人材確保が難しい声も聞いているところです。そのような中で、スクールカウンセラーの資格につきましては、臨床心理士等の資格を有する者という要件があるわけですが、それ以外——これまで学校経験の中で教育相談等を行われてきた元学校教員、もしくは、校長先生等の経験のある方等も積極的に採用しながら、人材を確保していきたいと考えております。現在も随時募集等を行いながら、その拡大にも努めていきたいと考えているところです。

**○武田委員** 地域の市町村教育委員会と連携を取っていただいていると思うんですが、現状に即した形で県の協力もお願いしたいと思っています。

それと、帰国・外国人の子供たちの教育で、日本語力だけでなく英語もできたりとか、母国語にも対応できる人となると、なかなかいないと思います。日本は日本語しか通用しないが、他国に行くと、母国語と英語を併用できる環境が整っており、賃金も他国のほうが今は高いため、外国人が日本に来てくれない状況です。日本ももちろん義務教育の中で英語教育を行って

いるところですが、しっかり環境を整えていただきたいと思います。

**○二見委員** 昨年5月に新型コロナが5類移行となりましたが、新型コロナ以前の生活に戻ったわけではなく、新しい社会になったのかなと感じます。学校行事も通常に戻ってきていると思いますが、改善されたという言い方でいいかわからないけれども、開催時期などが変わっているところもあります。各学校の判断は大きいと思いますけれども、県教育委員会から高校、中学校、小学校に対して、新型コロナ後の今の在り方について、指導とかをされたことはあるんですか。

**○間曾高校教育課長** 県教育委員会から、県立高校に「こういうふうにしてください」とお願いをするような通知文は出しておりませんが、コロナ禍を経ての今の開催時期でありますとか、また、開催の方法について、オンラインを併用するとか、そういった様々な工夫をしながら各学校でやっていると聞いております。

**○二見委員** 先ほど、武田委員より入学式に出席されたという話がありましたが、都城市では来賓の出席はありません。これは学校ごとに違いますし、そのときによっても違います。高校も同じで、来賓を招待するところとしないところ、招待する人としらない人も、それぞれなんです。それはおかしいと思います。地域によって、そのときの校長先生の判断によって変わるのでしょうか。県教育委員会から、考え方や在り方を整理して通達すべき内容だと思います。

**○間曾高校教育課長** 貴重な御指摘ありがとうございます。各高等学校において地域の方との連携、そして、御協力というのは欠かせないのでございます。今の御指摘を受けまして、しっ

かりと私どもも検討していきたいと考えております。

**○二見委員** これは高校だけではなく、小中学校も含めての話なので、市町村で考え方が違うということはあまり考えられないような気がします。こちらについては、また検討をお願いします。

話は変わりますが、安心して産み育てやすいという点で、宮崎県は、他県に比べて恵まれている部分はあると思います。一方で、数年前から福祉では保育改革がありまして、幼稚園、保育所、認定こども園ができて待機児童が大分なくなり、県内でもその数がほぼないという感じになっていると思うのですが、この間のあるニュースにおいて、学童保育の待機児童が増えているという報道がありました。学童保育の施設は増えているけれども、待機児童は減っていないということで、そうなると、子供が家に一人でいることになります。基本的に学童保育は市町村がやる事業なのかなとは思いますが、その中で人手不足の話もありました。

そのときに、例えば、非常勤の先生が午前中は学校にいるけれども、午後からは学童に行ってもらおうとか、そういう働き方を全国的にやっているところもあります。県教育委員会として、教員の補充の際に校長先生が電話をかけて採用するのも分かるけれども、例えば、学校でやる学童保育があれば、そういう先生や職員の人たちのやり方、働き方、校務だけじゃなくて、学童保育も兼務できるような立場を考えていかないと、これからの人手不足の時代には対応できなくなると思います。そういった検討、実践等あれば教えてください。

**○猪野生涯学習課長** 県教育委員会としましては、放課後子ども教室の運営促進を図って、市

町村と一緒にやっております。また、こども政策局と放課後児童クラブの研修会等を一緒に行っているような状況です。令和5年は、両施設とも、施設数、教室数は増えてきております。それだけのニーズがあると捉えておりますので、今おっしゃったように、実際に教職経験者がその施設等で働いてくださっている例はありますけれども、兼務等については、まだ正直イメージをつかめておりませんので、いかにして効果的、効率的に人員配置ができるかを知事部局と一緒に考えてまいりたいと思います。

**○二見委員** 定員があって、それをニーズが超えているわけですね。経営の観点で考えると、定員が100%埋まっているから経営ができるという基準での運営だと、ニーズはいつも100%になるとは限らないわけですから、8割とかになったときに経営が立ち行かなくなる設定だと問題なのかなと思います。要するに、やりたくてもできないという経営リスクを背負うということもあったりすると思います。その場合に、そこで働く人たちの生活、収入確保につながる話なので、ここら辺は市町村によってやり方や状況等も違うと思いますが、よく連携して対応を図っていただきたいと思うところです。

**○福田委員** 資料19ページの「帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業」の担当課が義務教育課、高校教育課となっていますが、資料21ページの「不登校等対策強化事業」の担当課に義務教育課が入っていませんけれども、これはなぜでしょうか。というのは、不登校の原因を探っていくと、一番多いのは学級担任とのコミュニケーションがうまくいかないということが挙げられます。そうしたときに、義務教育課がここに関知しないというわけではないのでしょうか。けれども、担当課として義務教育課も入って

るのは当然かと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○黒木教育長 資料21ページについて、人権同和教育課の中に、義務教育課、高校教育課の各校種に応じた担当が全てあります。ですから、ここは義務教育課が対応しているとお考えいただけます。高校教育課だけ特出ししてありますのは、(1)事業内容の②に「学びの支援体制(単位修得等)の研究」とございまして、この単位の部分を研究するのが高校となるためでございます。

○重松委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって、教育委員会を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午前11時53分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、4月17日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

タブレットは、「執行部説明後、委員協議資料」を御覧ください。

委員長会議において、委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明をいたします。

まず、紙資料は1ページ、タブレットでは3ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以

上開催し、また、必要がある場合には委員会を適宜開催するという内容であります。

次ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会での内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申入れを行う場合は委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採決等も含め原則公開となっております。

次ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、委員会は内部審査機関であり、対外的な権限を持つものではないため、後日回答する等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会における調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるといふものであります。

4点目ではありますが、調査先は原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、県内での調査先の選定が困難であり、かつ、県

政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次ページをお開きください。

(15)の委員会におけるパソコン等の使用についてであります。詳細は、紙資料は10ページ、タブレットは12ページにありますので、後ほど御確認ください。

(16)のオンライン委員会の運営につきましては、詳細は、紙資料は11～14ページ、タブレットは13～16ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思います。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について何か御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○重松委員長** 次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元の資料、タブレットでは20ページのとおりであります。

活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を7～8月に実施する予定であります。

初めに、県内調査についてであります。県南調査、県北調査それぞれの行程案を事前に作成しましたので御覧ください。

加えて、お手元に資料として、過去3年分の文教警察企業常任委員会の調査実施状況と県内調査調査先候補の概要も配付しておりますので、併せて御覧ください。

県内調査につきましては、何か御意見、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午前11時57分再開

**○重松委員長** 委員会を再開いたします。次に、7～8月に予定されております県外調査につきましては、御意見、御要望等がございませんでしょうか。

休憩します。

午前11時57分休憩

---

午前11時58分再開

**○重松委員長** 委員会を再開いたします。それでは、県内調査及び県外調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○重松委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○重松委員長** それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午前11時59分閉会



署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎